

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案
参照条文目次

一	農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）	1
二	漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）	2
三	漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）	5
四	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	6
五	農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三号）	8
六	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	9
七	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	10
八	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	11

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う農業近代化資金助成法等の一部を改正する等の法律案参照条文

農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、農業者等に対し農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県が行う利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もつて農業経営の近代化に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）を営む者

二 農業協同組合

三 農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で、政令で定めるもの

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3 この法律において「農業近代化資金」とは、農業者等の経営の近代化に資するため、融資機関が当該農業者等に対して貸し付ける資金（畜舎、果樹棚、農機具、農業用道路その他の施設の改良、造成、復旧又は取得に要するもの、果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要するもの、乳牛その他の家畜の購入又は育成に要するもの及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。

一 一農業者等に係る貸付金の合計額が、第一項第二号から第四号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては十五億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、同項第一号に掲げる者で政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては二億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内、その他の場合にあつては四千万円の範囲内で政令で定める額以内のものであること。

- 二 償還期限が、二十年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。
- 三 据置期間が、七年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。
- 四 利率が、年七分五厘以内で農林水産大臣が定める利率以内のものであること。

(都道府県が行なう利子補給に係る政府の助成)

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた農業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

(政府が行なう利子補給)

第三条の二 政府は、農林中央金庫が農業近代化資金(前条の規定による政府の助成に係るものを除く。)を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約(利子補給金を支給する旨の契約をいう。)を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る農業近代化資金の各貸付残高(当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高)につき年一分五厘以内で農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

(農林中央金庫法の特例)

第三条の三 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定は、農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る農業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。

漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が行う長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国が、都道府県が行う利子補給等の措置に対して助成し、又は自ら利子補給を行う措置を講ずることとし、もつて漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営

の近代化に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人
 - 二 漁業生産組合
 - 三 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。以下同じ。）の合計総トン数が三千トン以下であるもの
 - 四 水産加工業を営む個人
 - 五 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつて、その常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの
 - 六 漁業協同組合
 - 七 漁業協同組合連合会
 - 八 水産加工業協同組合
 - 九 水産加工業協同組合連合会
 - 十 第二号、第三号及び第五号から前号までに掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人で、政令で定めるもの
- 2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合
 - 二 水産業協同組合法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会
 - 三 水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行なう水産加工業協同組合
 - 四 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行う水産加工業協同組合連合会
 - 五 農林中央金庫
- 3 この法律において「漁業近代化資金」とは、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するため、融資機関が当該漁業者等に対して貸し付ける資金（漁船の改造、建造又は取得に要するもの、漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するものに限る。）で政令で定めるもののうち、次の各号に該当するものをいう。
- 一 一漁業者等に係る貸付金の合計額が次に掲げる額（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内のものであること。
- イ 第一項第一号から第五号までに掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、三億六千万円

口 第一項第一号から第五号までに掲げる者（イに規定するものを除く。）に貸し付ける場合にあつては、九千万円の範囲内で政令で定める額
八 第一項第六号から第九号までに掲げる者に貸し付ける場合にあつては、十二億円

二 第一項第十号に掲げる者のうち政令で定めるものに貸し付ける場合にあつては、三億六千万円の範囲内で政令で定める額
ホ 第一項第十号に掲げる者（二に規定するものを除く。）に貸し付ける場合にあつては、十二億円

二 償還期限が、二十年の範囲内において政令で定める期限以内のものであること。

三 据置期間が、三年の範囲内において政令で定める期間以内のものであること。

四 利率が、年七分以内で農林水産大臣が定める利率以内のものであること。

（都道府県が行なう利子補給に係る政府の助成）

第三条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が融資機関との契約により当該融資機関が貸し付けた漁業近代化資金につき利子補給を行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

（政府が行なう利子補給）

第四条 政府は、農林中央金庫が漁業近代化資金（前条の規定による政府の助成に係るものを除く。）を貸し付けるときは、会計年度ごとに、政令で定めるところにより、当該貸付けについての利子補給契約（利子補給金を支給する旨の契約をいう。）を農林中央金庫と結ぶことができる。

2 前項に規定する利子補給契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降二十二年度以内とする。

3 政府は、第一項の規定により利子補給契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が予算で定める金額をこえることとならないようにしなければならない。

4 第一項の規定により結ばれる利子補給契約により政府が支給する利子補給金の額は、当該利子補給契約において定める利子補給金の支給に係る期間ごとに、当該利子補給契約に係る漁業近代化資金の各貸付残高（当該貸付けの条件に従い償還されるものとした場合における計算上の貸付残高をこえるときは、その計算上の貸付残高）につき年五厘以内で農林水産大臣が定める利率により計算する額の合計額を限度とする。

（農林中央金庫法の特例）

第五条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十四条第三項の規定は、農林中央金庫が第三条の規定による政府の助成又は前条の規定による政府の利子補給に係る漁業近代化資金を貸し付ける場合には、適用しない。

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）（抄）

（改善計画）

第四条 漁業者及び漁業協同組合等（漁業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とする漁業協同組合その他の政令で定める法人をいう。以下同じ。）は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同で行おうとする漁業経営の改善に関する計画（個人である漁業者がその経営組織を変更してその者又はその者の営む漁業に従事する者を主たる組合員、社員又は株主とする法人（株式会社にあつては、定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがあるものに限る。第九条第一号及び第十条第一項において同じ。）を設立しようとする場合にあつては、当該法人が行う漁業経営の改善に関するものを含む。以下「改善計画」という。）を作成し、これを、次の各号に掲げる改善計画以外の改善計画にあつては農林水産大臣に、次の各号に掲げる改善計画にあつては当該各号に定める都道府県知事に提出して、その改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。ただし、漁業者又は漁業協同組合等が共同で改善計画を作成した場合にあつては、農林水産省令で定めるところにより、代表者を定め、これを農林水産大臣又は都道府県知事に提出するものとする。

一 政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む漁業者が単独で作成した改善計画 当該漁業者の住所を管轄する都道府県知事

二 特定漁業協同組合等（前号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその定款に地区が定められているもののうちその地区が一の都道府県の区域を超えないもの及び同号の漁業者を主たる構成員とする漁業協同組合等であつてその行う事業が一の都道府県の区域内に限られるものをいう。）が単独で作成した改善計画 当該都道府県知事

三 漁業者又は漁業協同組合等が共同で作成した改善計画であつて、その代表者が第一号の漁業者又は前号の特定漁業協同組合等からなり、かつ、当該漁業者の住所をその区域に含む都道府県又は当該特定漁業協同組合等に係る都道府県が同一であるもの 当該都道府県知事

2
4 （略）

（再建計画）

第五条 漁業経営の維持が困難となつており、又は困難となるおそれの大きい中小漁業者であつてその漁業経営の再建を図ろうとするものは、農林水産省令で定めるところにより、漁業経営再建計画（以下「再建計画」という。）を作成し、これを、前条第一項第一号の政令で定める業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつては農林水産大臣に、その政令で定める業種以外の業種に係る漁業を主として営む中小漁業者にあつてはその住所を管轄する都道府県知事に提出して、その再建計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 再建計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁業経営の状況
- 二 資産及び負債の状況
- 三 収入及び支出の状況
- 四 収入及び支出の改善措置その他の漁業経営の再建を図るために必要な措置の概要
- 五 前号の措置に必要な資金の調達及び償還に関する事項

六 その他農林水産省令で定める事項

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その再建計画が、申請者の漁業経営の再建を図るために適切なものであることその他の政令で定める基準に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 前三項に規定するもののほか、再建計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

(助成措置)

第八条 政府は、都道府県(第四条第一項第一号の政令で定める業種にあつては、当該業種に係る漁業を営む中小漁業者を構成員とする漁業協同組合連合会(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会を除く。))その他の農林水産大臣が指定する法人。以下この項において同じ。)に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県が、同法第十一條第一項第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫その他の政令で定める金融機関(以下「融資機関」という。))との契約により当該融資機関が貸し付けた資金につき利子補給を行うのに要する経費の全部又は一部を補助することができる。

2 前項に規定する資金は、融資機関が、第五条第一項の認定を受けた中小漁業者に対し、当該中小漁業者が当該認定に係る再建計画に従い、固定した債務の返済その他の漁業経営の再建を図るために必要な債務の整理を行うのに緊急に必要な資金として、利率年六・五パーセント以内及び政令で定めるその他の条件で貸し付ける資金とする。

中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)(抄)

(定義)

第二条 この法律で「中小漁業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人

二 漁業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五年法律第七十八号)第二条第一項に規定する漁船をいう。))の合計総トン数が三千トン以下であるもの

三 水産加工業を営む個人

四 水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であるもの又はその資本の額若しくは出資の総額が一億円以下であるもの

五 水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会(以下「信用漁業協同組合連合会」という。))並びに同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会(以下「信用水産加工業協同組合連合会」という。))を除く。)

六 第二号及び前二号に掲げる者のほか、前各号に掲げる者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる団体又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で、政令で定めるもの

2 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫、水産業協同組合法第十一条第三号の事業を行う漁業協同組合、同法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行、信用金庫並びに資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律で「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）第二条第三項の漁業近代化資金をいい、「漁業近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加工業の経営の改善に資するものとして主務大臣が指定するものをいう。

（保険契約）

第六十九条 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が政令で定める額未滿のものを除く。）による債務の保証又は第四条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が政令で定める額未滿のものを除く。）をすることにより、その協会が借入金（手形の割引の場合には、手形債務）及び遅延利息以外の利息（借入期間が政令で定める期間以上である借入金に係るものに限る。）で主務大臣が定めるもの（以下「借入金等」という。）並びに漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会の負担する同号の保証債務（以下単に「保証債務」という。）につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 信用基金は、事業年度ごとに、協会を相手方として、その協会が漁業近代化資金等に係る借入れ（手形の割引を受けることを含むものとし、一の借入れに係る借入金の額又は一の手形の割引に係る手形金額が前項の政令で定める額未滿のものに限る。）による債務の保証又は第四条第二号に掲げる債務の保証（一の保証に係る保証の金額が同項の政令で定める額未滿のものに限る。）をしたことを信用基金に通知することにより、その協会が借入金等及び保証債務につき保証をした金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、信用基金とその協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

3 前二項の保険関係においては、協会が借入金等又は保証債務につき保証をした金額を保険価額とし、協会が被保証人に代わつてする借入金等又は保証債務の全部又は一部の弁済（手形の割引の場合には、支払。以下この節において同じ。）を保険事故とし、保険価額に一定の率を乗じて得た金額を保険金額とする。

4 前項の一定の率は、地方公共団体が会員となつてゐる協会であつて政令で定めるものについては、百分の七十（公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金（以下「公害防止資金」という。）に係る保険関係にあつては、百分の八十）とし、その他の協会については、百分の五十（公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十）とする。

（災害資金に関する特例）

第七十六条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金に係る保険関係を除く。）であつて、次に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金で主務大臣が指定するもの（以下「災害資金」という。）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

一 主務大臣が指定する暴風、豪雨、高潮、津波その他の災害を受け、かつ、主務大臣が指定する地域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等であつて、当該災害による損失額が主務大臣が定める基準に該当することについてその住所地又は事業場の所在地を管轄する市町村長又は特別区の区長の認定を受けたもの

二 前号に掲げるもののほか、その直接又は間接の構成員のうちに同号に掲げる者を含む水産業協同組合

（改善資金に関する特例）

第七十六条の二 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金及び災害資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第四条第一項の規定に係る同項の改善計画に従つて漁業経営の改善のための措置を行うために必要な資金（以下「改善資金」という。）に係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、同項の政令で定める協会については百分の八十とし、その他の協会については百分の六十とする。

（緊急融資資金に関する特例）

第七十七条 第六十九条第一項又は第二項の保険関係（公害防止資金、災害資金及び改善資金に係る保険関係を除く。）であつて、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対しその事業活動の継続を図るため緊急に融資される資金のうち国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものにおいては、第六十九条第三項の一定の率は、同条第四項の規定にかかわらず、百分の八十とする。

農業近代化助成資金の設置に関する法律（昭和三十六年法律第二百三号）（抄）

（資金の設置）

第一条 農業近代化資金助成法（昭和三十六年法律第二百二号）の規定に基づき、農業近代化資金の融通につき都道府県が利子補給を行なうのに要する経費を補助するために必要な財源を確保するため、農業近代化助成資金（以下「資金」という。）を設置する。

（資金の所属及び管理）

第二条 資金は、一般会計の所属とし、農林水産大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

（資金への繰入れ）

第三条 政府は、予算の定めるところにより、一般会計から、資金に繰入れをすることができる。

（資金に充てる財源）

第四条 資金は、前条の規定による繰入金及び次条第一項の規定により預託した場合に生ずる利子をもつて充てる。

（資金の預託）

第五条 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

2 前項の規定により預託した場合に生ずる利子は、資金に編入するものとする。

（資金の使用）

第六条 資金は、農業近代化資金助成法第三条の規定により都道府県に対し補助するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、使用することができる。

（資金の経理）

第七条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関し必要な事項は、政令で定める。

（資金の増減及び現在額計算書）

第八条 農林水産大臣は、資金の毎会計年度間における増減及び毎会計年度末における現在額の計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。）を含む。以下この条において同じ。）を作成し、翌年度の七月三十一日までに、財務大臣に送付しなければならない。

2 内閣は、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合には、これに前項の計算書を添附しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合には、これに第一項の計算書を添附しなければならない。

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業(畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。)を営む者及び農業に従事する者

二 農業協同組合

三 農業協同組合連合会

四 前三号に掲げる者のほか、これらの者又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となつてゐるか又は基本財産の額の過半を拠出してゐる法人で政令で定めるもの

2 この法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう。

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合

二 農業協同組合法第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合連合会

三 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会

四 農林中央金庫

五 銀行その他の金融機関で政令で定めるもの

3 この法律において「農業近代化資金等」とは、次に掲げる資金をいう。

一 農業近代化資金(農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)第二条第三項に規定する農業近代化資金をいう。以下同じ。)

二 農業改良資金(農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)第二条に規定する農業改良資金(同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。)をいう。以下同じ。)

三 就農支援資金(青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第二条第二項に規定する就農支援資金をいう。以下同じ。)

四 農業近代化資金、農業改良資金及び就農支援資金以外の資金であつて、農業者等の事業又は生活に必要なもののうち、農業経営の改善又は農家経済の安定に資するものとして主務大臣が指定するもの

農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)(抄)

(業務の範囲)

第五十四条 (略)

2 農林中央金庫は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 会員以外の者の預金又は定期積金の受入れ

二 会員以外の者に対する資金の貸付け又は手形の割引

3 農林中央金庫は、前項第二号に掲げる業務を営もうとするときは、次に掲げる者を相手方とする場合を除き、主務大臣の認可を受けなければならない。

一 第八条に規定する者

二 農林水産業を営む者であつて主務省令で定めるもの

三 国

四 銀行その他の金融機関

五 証券業者（証券仲介業者（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十二項に規定する証券仲介業者をいう。第七十二条第一項第二号の二において同じ。）を除く。）

4
12 （略）

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）

（事業の種類）

第十一条 漁業協同組合（以下この章及び第四章において「組合」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 （略）

三 組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四
16 （略）

2
12 （略）

（事業の種類）

第八十七条 漁業協同組合連合会（以下この章において「連合会」という。）は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一・二 （略）

三 連合会を直接又は間接に構成する者（以下この章において「所屬員」と総称する。）の事業又は生活に必要な資金の貸付け

四 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ

五
16 （略）

2
14 （略）